

(公表用)

岩手県福祉サービス第三者評価の結果

① 第三者評価機関名

社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会

② 施設・事業所情報

施設名称: スクルドエンジェル保育園かまいし園	種別: 小規模保育事業所A型
代表者(職名)氏名: 植田 志津子(園長)	定員・利用人数: 12名
所在地: 岩手県釜石市甲子町第9地割12-1	
TEL: 0193-55-6217	ホームページ: https://kamaishi.skuld-angel.com
【施設・事業所の概要】	
開設年月日: 平成27年12月1日	
経営法人・設置主体(法人名・理事長名等): SOUキッズケア株式会社・坂井 時正	
職員数	常勤職員: 6名 非常勤職員: 3名
専門職員	(専門職の名称: 名)
	園長: 1名 保育士: 1名
	副主任: 1名 調理師: 1名
	保育士: 4名 調理員: 1名
施設・設備の概要	(居室名・定員: 室)
	事務室: 1室
	保育室: 2室
	調理室: 1室

③ 理念・基本方針

～理念～

- ・心身ともに「豊かな人間性」の基礎を培う

未来を創造する子どもたちのひらめきを大切にし、考える力・生きる力を育みます。

～保育方針～

- ・一人ひとりの子どもの状況や発達過程を踏まえ、自ら伸びゆく力を支えます。
- ・温かい家庭的な環境のなかで、健やかな成長を育みます。
- ・さまざまな体験を通して、子どもたちの自由な発想力や思考力を大切にします。
- ・家庭を支援し、地域の一員として子育てを見守り、社会とのつながりを支えます。

④ 施設・事業所の特徴的な取組（サービス内容）

<ul style="list-style-type: none">・寝具(敷き布団)貸出・オムツのサブスク・教育プログラム(リトミック教室、体育教室、※英語教室は現在休止中)・毎日のブログ更新
--

⑤ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和7年4月1日（契約日） ～ 令和7年12月10日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	0回（令和 年度）

⑥ 総 評

<p>◇ 特に評価の高い点</p> <p><u>一人ひとりを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている</u></p> <p>発達や個人差・家庭の状況を把握して、一人ひとりに寄り添い、思い（気持ち）や欲求を受け止める保育を行い、小規模保育園・少人数保育の利点を活かした保育を実践している。生活の連続性に配慮して無理のないデイリーで、ゆったりと遊びや生活ができるようにしている。また、急がずに待ちの姿勢で子どもの甘えを受けとめて、「やってみよう」とする気持ちの育ちや意欲に向き合いながら援助を行い、基本的な生活習慣の習得に取り組んでいる。</p> <p>◇ 改善を要する点</p> <p><u>ビジョンを明確にした計画の策定</u></p> <p>本社（保育事業部）の収支計画は策定されている。聞き取りでは、中・長期の事業計画も策定されているとのことだが、園には示されておらず根拠書類の提出もないため確認ができない。</p> <p>本社（保育事業部）の中・長期事業計画及び収支計画は、園として理念や基本方針の実現に向けたより具体的な計画を作成するための指標となることから、園との共有は不可欠で早急な取組が求められる。</p>
--

⑦ 第三者評価結果に対する事業者のコメント

<p>このたびは、当園が第三者評価を受審するにあたり、貴重なご意見・ご助言を賜り、誠にありがとうございました。第三者の視点から園の運営や保育の在り方を見つめ直す機会をいただけたことは、私たちにとって大変有意義であり、園運営の質の向上につながるものと受け止めております。</p> <p>評価の中で、経営環境および経営状況の把握・分析に基づく取組や、中・長期事業計画および収支計画について、園や職員との十分な共有がなされていない点をご指摘いただきました。本社（保育事業部）において把握・策定している内容が園現場にまで適切に共有されておらず、書面として確認できる体制が整っていなかったことを、重要な課題として重く受け止めております。</p> <p>これを踏まえ、本社（保育事業部）と園との連携を一層強化し、中・長期事業計画および収支計画を明確に示したうえで共有を図り、それを基盤とした単年度計画の策定、実施状況の評価・見直しを行ってまいります。あわせて、職員一人ひとりが園の目指す方向性や課題を共有し、主体的に改善に取り組める体制づくりを進めてまいります。</p>

今回の第三者評価で得られた気づきを運営改善に確実につなげ、保護者の皆さまや地域の皆さまに信頼される、より良い保育園づくりに努めてまいります。

⑧ **第三者評価結果**

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

受審事業所名： スクルドエンジェル保育園かまいし園

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		第三者評価結果
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	C
<p><コメント1> 法人(保育所)の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。 法人の理念、基本方針は明文化され、入園の案内や重要事項説明書に記載されている。行政機関には監査時に市役所へ提出している。職員には採用時の研修で説明され、保育実践マニュアル第一章に記載されている。園内研修で読み合わせを行っているが、保育士のみで調理員は参加していない。また、保護者に対しては入園時に重要事項説明書を配布しているが、保護者会がなく、分かりやすく作成した資料もないため、十分な説明が行われていない。 今後は、園内研修や職員会議を通して全職員に周知するとともに、保護者には分かりやすく説明した資料を作成して入園時の面談で説明をする、園だよりに掲載する、玄関等へ掲示を行うなどの取組が望まれる。</p>		

I-2 経営状況の把握

I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		第三者評価結果
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	C
<p><コメント2> 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。 聞き取りでは、本社(保育事業部)はコスト分析、保育所利用者の推移や利用率の分析を行い、改善に関する話し合いも行われているとのことだが、会議録や資料など根拠となる書類の提出がないため確認ができない。園長とのオンラインでの会議では、行政からの通知や通達・園運営に係る内容の確認にとどまり、事業を取り巻く環境と経営状況は園と共有されていない。 今後は、本社(保育事業部)が把握する情報を園と共有することが求められる。</p>		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	C
<p><コメント3> 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。 聞き取りでは、本社(保育事業部)は、経営状況や改善すべき課題等を把握しているとのことだが、本社(保育事業部)により運営・経営される組織体制で、経営状況や課題等について園や職員と共有されていない。また、会議録や資料など根拠となる書類の提出がないため確認ができない。 今後は、経営状況や改善課題を園や職員と共有し、園が抱える課題の解決・改善に向けた具体的な取組が求められる。</p>		

I-3 事業計画の策定

I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		第三者評価結果
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	C
<p><コメント4> 経営や保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。 本社(保育事業部)の収支計画は策定されている。聞き取りでは、中・長期の事業計画も策定されているとのことだが、園には示されておらず根拠書類の提出もないため確認ができない。 本社(保育事業部)の中・長期事業計画及び収支計画は、園として理念や基本方針の実現に向けたより具体的な計画を作成するための指標となることから、園との共有は不可欠で早急な取組が求められる。</p>		

5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	C
<p><コメント5> 単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。 園では、単年度事業計画を策定している。併せて「全体的な計画」「年間指導計画」を作成している。保育の計画は、具体的で実践可能な内容となっている。しかし、本社(保育事業部)の中・長期計画の書面での提出がなく、園に共有されていないことから、園の策定する単年度計画は本社(保育事業部)の中・長期計画の内容を反映したものであるか確認ができない。 今後は、本社(保育事業部)の中・長期計画を園と共有し、それに基づいた数値目標や具体的な成果を設定し、実施状況の評価を行える単年度計画の策定が求められる。</p>		

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		第三者評価結果
---------------------------------	--	---------

6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	C
---	--	----------

<コメント6>
 事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。
 本社(保育事業部)の事業計画の内容は確認できないが、園長が園行事等について現場の声を反映させている。しかし、本社(保育事業部)の事業計画は園に示されていないため、内容は職員に浸透していない・改善に向けた検討の場もないなどの課題は認識されている。「年間指導計画」は、月1回の職員会議と3か月ごとに見直しを行い、クラス担当者が月案・週案の作成につなげている。
 本社(保育事業部)の事業計画を園と共有し、理解を促す取組が求められる。それに基づいて園の事業計画が職員の参画や意見の集約のもとに策定され、定められた時期・手順により評価・見直しが行われることに期待したい。

7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	C
---	--	----------

<コメント7>
 事業計画を保護者等に周知していない。
 本社(保育事業部)及び園の策定する事業計画は保護者等に周知されていない。入園時に配布される重要事項説明書に理念や基本方針、行事等について記載されているが、十分な説明は行われていない。
 保護者の保育内容の理解や保育への参加を促す観点から、保護者が理解しやすいように工夫した資料を作成して、配布・説明する機会を設けるなどの取組が望まれる。

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		第三者評価結果
---	--	---------

8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	C
---	--	----------

<コメント8>
 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。
 園長の裁量で社内研修や園外研修会に参加したり、園内研修を行っている。ほとんどは社内OJTで、オンラインによる研修である。月1回の職員会議、3か月ごとの振り返りで子どもの状況を話し合っているが、記録はとっていない。毎年3月に本社(保育事業部)が定める自己評価を行っているが、園長以外の職員の関わりが十分ではない。
 今後はスーパーバイザーを園長以外に置くことや自己評価や今回初めて受審した第三者評価の課題等への取組状況を園全体で振り返るなど、組織的・計画的・定期的な保育の質の向上に向けた取組に期待したい。

9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	C
---	--	----------

<コメント9>
 評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしていない。
 第三者評価の受審は今回が初めてである。定期的に本社(保育事業部)が定める自己評価を行い、「今後の課題と取り組み」等を記載している。しかし、評価結果の分析や課題等について、職員間で共有化が図られておらず継続的な取組がされていない。
 今回の第三者評価の受審結果や自己評価の分析から明確になった課題等に職員参画のもとで改善策や計画を策定する仕組みの構築が求められる。

評価対象 II 組織の運営管理

II-1 施設長の責任とリーダーシップ

II-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		第三者評価結果
10	II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	C
<p><コメント10> 園長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。 園長は職務について、事務分担表を作成しているが、十分な取組とは言えない。また、不在時や緊急時の際は副主任を中心に対応しているが、権限委任は口頭のみで文書化されていない。 今後は、園長不在や緊急時の際の職務代行者や権限委任について文書化して職員に周知したり、危機管理マニュアルに位置づけることが求められる。保護者には、入園面談時に説明したり、園だよりに所感を掲載するなどの取組みに期待したい。</p>		
11	II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	C
<p><コメント11> 園長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。 法令等の理解や取組は本社(保育事業部)が行う体制であり、十分な把握と理解ができていない。 今後は、全国社会福祉協議会ホームページ等の法令通知集を参照・ダウンロードするなどし、複雑な子ども子育て支援法や子ども家庭庁から発信される通知などを園においても把握する必要がある。</p>		
II-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		第三者評価結果
12	II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	C
<p><コメント12> 園長は、保育の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。 園長の裁量で保育の質の向上のため、年間計画を立て人権擁護(不適切な保育)、安全対策やその対応などの園内研修を実施している。本社(保育事業部)では階層、種別ごとの年間研修計画が立てられ、園長は全職員が参加できるよう配慮している。 しかし、保育の質の向上(保育課題の把握や分析を行い、課題を明示して具体的な改善に向けて取り組むなど)について、組織としての取組になっていない。今後は、組織としての取組に指導力を発揮することを期待したい。</p>		
13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	C
<p><コメント13> 園長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。 保育(ICT)の活用により、職員の業務負担が軽減され、働きやすい環境の整備に取り組まれている。経営の根幹である、人事・労務・財務等は本社(保育事業部)が担っている。 今回の受審を契機に、園長自身が園の経営や改善へ参画し、業務の実効性を高める取組に着手することを期待したい。</p>		

II-2 福祉人材の確保・育成

II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		第三者評価結果
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
<p><コメント14> 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。 研修計画は本社(保育事業部)が作成し、順次受講する機会を設けている。人材確保について、地域の採用サイトを利用し、地元からの採用を行っている。欠員が生じた際は本社(保育事業部)が求人を出して確保する体制が取られている。 今後は、現任研修に限定した人材育成にとどまらない体制や計画化など具体的な取組が求められる。</p>		

15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	C
<p><コメント15> 総合的な人事管理を実施していない。 人事管理については、本社(保育事業部)が掌握している。法人が求める職員像はあり、それに沿った研修計画はある。しかし、職員への周知は不十分である。また、昇進や昇格等の人事基準の仕組みは本社(保育事業部)で作成中とのことであるが、現場職員の意向や意見を反映した内容や取組、特に意欲が高まる人事考課が望まれる。</p>		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		第三者評価結果
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	C
<p><コメント16> 職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。 有給休暇、時間外労働の把握は園長が行っている。本社(保育事業部)に職員「悩み相談窓口」が設置されている。パート職員には、ワーク・ライフ・バランスに配慮して、就業状況の希望を聞いている。職員の就業状況や意向は本社(保育事業部)がシステムを通して職員個人と直接やりとりをすることで把握しており、記録はないが、園長に伝えられている。 今後は、面談(オンライン可)や書面で、全職員の就業状況や意向を把握し、人材や職員体制に関する計画に反映され、働きやすい職場づくりに向けた取組が期待される。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		第三者評価結果
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	C
<p><コメント17> 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。 目標管理の仕組みは法人全体として行われていない。職員が「年間指導計画」に基づき、年間目標と振り返り、前期目標と振り返り、後期目標と振り返りをし、これに対して園長からのコメントにより達成度を確認している。個別面接、中間面接等は実施していない。 今後は、職員の意欲を高めるという点での法人全体の目標管理制度の確立が望まれる。</p>		
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	C
<p><コメント18> 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。 園としての教育、研修に関する計画が策定されておらず、「期待される職員像」は明示されていない。 今後は、園としての「期待される職員像」を明確にし、教育・研修の基本方針に基づいた計画策定と実施により、福祉人材の育成に努めることが望まれる。</p>		
19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b
<p><コメント19> 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分ではない。 職員の教育、研修に関する計画は策定されていない。必要とする外部研修(キャリアアップ研修等)の機会を園長の裁量で設けている。 今後は、計画的なOFF-JT(OFF JOB TRAINING)の機会が求められる。</p>		

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		第三者評価結果
20	II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	C
<p><コメント20> 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。 「実習生受け入れマニュアル」は作成しているが、実習依頼がなく、受入れ実績はない。小規模保育所における保育実習が認められているが、養成校が進んで小規模保育所の実習を選択することは稀である。 保育実習の受入れは、自園の保育の質の向上につながる。小規模保育所・3歳未満児の施設の特性を踏まえて、実習プログラムの作成や実習指導者研修の受講等に取り組まれることを期待したい。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者評価結果
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	C
<p><コメント21> 保育所の事業や財務等に関する情報を公表していない。 令和7年度中に情報公開システム(オンライン)上で予算、決算書の公開を予定している。しかし、現在は公開していないため、第三者評価での判断材料となる根拠書類の提示がない。今後、第三者評価結果も公開される予定である。</p>		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	C
<p><コメント22> 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われていない。 経理、取引等について、ほとんどを本社(保育事業部)が行っているが、園でワークフローを通して申請し決済をしているものもある。決算は本社(保育事業部)で行い、公認会計士の指導のもとに改善を図っていると聞き取りで確認したのみで根拠書類の提出がなく確認ができない。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者評価結果
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	C
<p><コメント23> 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。 子どもが参加できそうな地域のイベントや保護者向けの情報等は、チラシを配布したり、掲示して知らせている。地域との交流は、園外散歩の際に住民と挨拶を交わすくらいである。 今後は、老人会との交流機会を持つ、市社会福祉協議会から地域社会資源の情報提供を受ける、地域の団体と共催で催し物を実施するなど、地域に愛され、求められる保育所づくりを期待したい。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	C
<p><コメント24> ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。 小規模保育所で3歳未満の乳幼児の生活の場であることや地域の特性から、ボランティア受入れは難しい。まずは地域の民生委員・児童委員や主任児童委員と連携することを期待したい。手作りおもちゃボランティアグループからおもちゃの提供を受ける、地元の高校や中学校の生徒と赤ちゃん体験などで交流することも検討されたい。</p>		

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		第三者評価結果
25	II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	C
<p><コメント25> 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。 市役所こども家庭課、市内教育保育施設の施設長会議に年2～3回参加し、関係機関等と連携している。 今後は、市の最西部に位置する社会資源である社会福祉施設として、消防、警察、社会福祉協議会、商工会、学校、町内会、医師会・歯科医師会・薬剤師会との連携が期待される。 また、小規模保育所で、利用児が3歳時点での転園が必須であることから、コロナ禍で途絶えた連携幼稚園との交流機会を再開するなどの取組が望まれる。</p>		

II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		第三者評価結果
26	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	C
<p><コメント26> 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていない。 市役所こども家庭課、市内教育保育施設の施設長会議に年2～3回参加し、関係機関等と連携を図っている。しかし、地域の福祉ニーズ等を把握するまでには至っていない。 市の最西部に位置する社会福祉施設として、市役所以外に消防、警察、社会福祉協議会、商工会、学校、町内会や医師会・歯科医師会・薬剤師会と連携しながら、福祉ニーズの把握に努め、保育所の持つ機能の地域への還元、住民の相談に応じるなどの取組が望まれる。</p>		
27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	C
<p><コメント27> 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。 保育所は社会資源の一つであるという認識のもと、民生委員・児童委員を園に招き園や保育内容を知ってもらい、子ども会組織との協働での行事開催、園だよりの地域への回覧、手作り玩具や絵本の紹介、外部講師によるリトミック教室への招待など、現在の職員体制で無理のない取組を検討されたい。</p>		

評価対象 III 適切な福祉サービスの実施

III-1 子ども本位の福祉サービス

III-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		第三者評価結果
28	III-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
<p><コメント28> 子どもを尊重した保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。 保育理念や保育目標、保育方針は本社(保育事業部)の「保育実践マニュアル」に明示され、基本方針のもと子どもを尊重した保育に取り組んでいる。「人権擁護研修」や年2回の「保育所における人権擁護のためのセルフチェック」を用いて、子どもの人権尊重や不適切な保育の防止などについて話し合いをしている。 今後は、子どもを尊重した保育に関する「倫理綱領」や規程を作成し、研修や会議等を通して園や職員に周知することが必要と思われる。園では人権擁護研修や「保育所における人権擁護のためのセルフチェック」等の取組を継続して振り返り・評価を行い、子どもを尊重した保育や基本的人権への理解をさらに深め、保育実践や保育の「標準的な実施方法」の作成に反映していくことが望まれる。</p>		
29	III-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	b
<p><コメント29> 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーに配慮した保育が十分ではない。 本社(保育事業部)のマニュアルに子どものプライバシー保護に関する規程が明示されている。保護者には入園時に個人情報の取扱いについて説明している。建物の構造上、難しい面もあるが、おむつ交換のコナーや外部からの視界を遮るトイレ窓のレースカーテン設置、プール遊び時のラッシュガード着用などプライバシー保護のための工夫を行っている。しかし、マニュアルや手引書に明文化されておらず、職員の研修の機会も十分とは言えない。 今後は、園の特性に応じたマニュアル内容を整備し、職員に理解を図る取組とプライバシーを守るための工夫が行われることを期待する。</p>		

III-1-(2) 保育に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。		第三者評価結果
30	III-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	b
<p><コメント30> 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。 ホームページを充実させることで、パンフレットを公共施設等には置いていない。保育の様子がよく分かるようブログや写真を随時更新することで、入所希望者がいつでも情報入手ができるよう取り組んでいる。見学希望は保育の都合上、予約制としており、園長や担任が丁寧な対応を行っている。入所希望者への情報提供について、簡単に情報を入手できる取組や、保育内容を保護者に分かりやすく伝える工夫など、今後も継続していくことが期待される。</p>		
31	III-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	b
<p><コメント31> 保育の開始・変更の同意を得るにあたり、保育所が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。 保護者には入園時に「重要事項説明書」を通して就労状況や育児休業など、保育時間の変更について説明している。説明後は確認書面を受け取っている。変更時の保護者からの問い合わせには、分かりやすいよう説明し、相談にのっている。 これまで配慮が必要な保護者の事例はないとのことであったが、今後は説明のルールや手順書などを整備し、様々な事例にスムーズに対応することが望まれる。</p>		
32	III-1-(2)-③ 保育所の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
<p><コメント32> 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。 様式は定めていないが、保護者の要望で転園先に文書を送ったり、転園した子どもの保護者の相談にのっている。対応内容はその都度、朝のミーティングや職員会議で周知している。しかし、対応の手順や書類の様式が定まっていないことから、記録として書面には残していない。 今後は、仕組みを確立しつつ、相談窓口の案内を作成し、保育所利用の変更や終了後も保護者が安心できる環境の整備に期待したい。</p>		
III-1-(3) 子ども・保護者等満足の向上に努めている。		第三者評価結果
33	III-1-(3)-① 子ども・保護者等満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
<p><コメント33> 利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。 保護者には年1回満足度のアンケート調査を行い、本社(保育事業部)で集計と分析を行っている。結果は保護者に保育(ICT)「おたより」で配信している。職員間でも共有しているが、分析後の保育の質の向上に向けた検討会議は設置されていない。個別面談は今年度から2歳児は年1回実施し、0、1歳児は希望者に対応することとしている。3歳未満児の施設であることから子どもの満足の把握は、日々保育の中で子どもの表情、片言、しぐさ、遊び、興味等を丁寧に読み取り、園生活や遊びが満足したものになるよう取り組んでいる。 今後も利用者満足の把握に努め、分析、検討していく仕組みづくりと保育の改善に向けた取組に期待したい。</p>		
III-1-(4) 保護者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		第三者評価結果
34	III-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
<p><コメント34> 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。 本社(保育事業部)のマニュアルで苦情解決の仕組みは確立されており、入園時に「重要事項説明書」で保護者に周知している。玄関には意見箱を設置している。保育士の勤務を工夫することで、一日に一度は必ず担任と話すことができる体制を整えている。保護者の不安や不満は早期に汲み取っている。「苦情」としてはあがってきていないため記録はないが、話の内容は朝のミーティング等で職員に周知し、対応している。 今後は、「苦情は保育の質の向上のチャンス」と捉え、保護者が苦情を申し出やすい環境と検討会議の設置、保護者へのフィードバックの手順等、園としての仕組みづくりが望まれる。</p>		

35	III-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b
<p><コメント35> 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。 日々子どもの受け渡しは玄関口となっているため、職員は保護者に朝夕積極的に言葉がけを行っている。重要な相談内容の場合はすぐに園長に報告し、夕方から空き室になっている乳児室を使って、園長や担任が対応している。相談内容は職員に周知されるが、記録はない。 今後は、玄関にフローチャート図を掲示するなど、積極的に保護者に相談方法を知らせ、相談や意見を述べやすい環境づくりや取組に期待する。</p>		
36	III-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
<p><コメント36> 保護者からの相談や意見を把握しているが、対応が十分でない。 職員は日々傾聴に努め、保護者が相談や意見を述べやすい環境づくりを心がけている。相談や意見に対しては担任や園長が対応し、朝のミーティング等で全職員に周知し、早期の改善に取り組んでいる。しかし相談内容や意見の記録、報告の手順を定めた園としてのマニュアルが整備されていない。 今後は、組織として迅速な対応を進めていくためのマニュアル作成に期待したい。</p>		
III-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		第三者評価結果
37	III-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
<p><コメント37> リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安全と安心を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。 本社(保育事業部)で「事故発生防止マニュアル」が整備されており、手順が確立されている。職員は毎日の安全点検表での環境チェックやヒヤリハット報告書、事故報告書での事例収集を行っている。職員間で発生要因を分析し、迅速な改善を行っている。しかし、定期的な事故防止策の研修が実施されていないことから、マニュアルの周知に不十分な面がある。 今後は、リスクマネジメント体制の整備と事故防止に向けた継続的な意識啓発への取組が望まれる。</p>		
38	III-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
<p><コメント38> 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分でない。 「健康管理・衛生管理マニュアル」が整備されており、本社(保育事業部)で年1回見直し更新しているほか、変更があればその都度更新をしている。感染症発生時にはマニュアルに沿った対応を行っている。保護者への情報提供は、子どものプライバシーに配慮しながら、玄関のホワイトボード等で適切に実施している。玩具等の消毒も日々細やかにしている。しかし、園内の管理体制が十分に機能していないことから、担当者を中心とした定期的な勉強会を開催していない。 今後は、組織としての体制を整備し、定期的なマニュアルの見直しと感染症予防や子どもの安全確保に向けた研修等の取組に期待する。</p>		
39	III-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
<p><コメント39> 地震、津波、豪雨、大雪の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。 子どもの安全確保のための取組として、園の立地条件に沿った「非常災害対策計画書」が策定されている。備蓄食料はアレルギー対応にも配慮されている。避難訓練は月2回様々な想定で実施され、内容、反省、課題が話し合わせ、記録簿に記載されている。災害発生時には地域との連携が必要不可欠になることから、通常の避難訓練においても隣接する消防屯所や自治会等の協力を得て、訓練を重ねていくことが必要だと思われる。また、職員の安否確認の方法を早急に整備し、災害時に対応していくことが求められる。</p>		

III-2 保育の質の確保

III-2-1) 保育の標準的な実施方法が確立している。		第三者評価結果
40	III-2-1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	C
<p><コメント40> 保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。 「全体的な計画」や年齢ごとの「年間指導計画」「月週日案」等に基づいて保育が実施されているが、園として作成された「標準的な実施方法」が文書化されていない。指導計画をもとに保育が実施される中、職員によって保育水準に差異がないように、園で作成した「標準的な実施方法」の文書化が必要と考えられる。作成後は職員の理解を図るための取組や、日常的に閲覧・活用できる環境の整備と、子ども一人ひとりの発達状況に着目した柔軟な保育が実施されることが求められる。</p>		
41	III-2-1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	C
<p><コメント41> 標準的な実施方法について組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。 新年度に向けた保育の見直しは口頭での確認のみで記録に残しておらず、組織としての「標準的な実施方法」について見直す仕組みが確立していない。定期的な現状の見直しは、職員の保育に対する共通認識を育てるとともに、PDCAサイクルによって保育の質の向上につながっていくと考えられる。 今後は職員等の意見が反映された「標準的な実施方法」を作成し、保育の質に関する検討・見直しが継続的に実施されていくことが求められる。</p>		
III-2-2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		第三者評価結果
42	III-2-2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	b
<p><コメント42> アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。 指導計画作成の責任者は園長が務めている。「全体的な計画」に基づき「月週日案」「個別の計画」が作成されている。毎月の指導計画作成時には担任外の保育士、給食担当者からも意見を聞き作成しているが、十分なアセスメント手法が確立しているとは言えない。 アセスメントは子どもや保護者の状況を把握し、ニーズを明らかにして指導計画に反映させていくことから、園としてのアセスメントに関する手順を定めることが求められる。また、支援困難ケースへの対応についても体制の整備が望まれる。</p>		
43	III-2-2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	C
<p><コメント43> 指導計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない。 朝のミーティング、職員会議等で子どもの様子を話し合い、全職員の意見を指導計画に反映させている。しかし組織としての手順が定まっていないことから、PDCAサイクルが機能しているとは言えない。 保育の質の向上につなげていくためにも指導計画の評価・見直しの手順を定め、職員に周知していくことが必要だと考えられる。</p>		
III-2-3) 保育の記録が適切に行われている。		第三者評価結果
44	III-2-3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b
<p><コメント44> 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分でない。 保育(ICT)を導入しており、保育計画、保育日誌、午睡チェック、連絡帳、おたより等が管理され、タブレットを通して職員間で閲覧できる。連絡帳の内容は、保護者に配信される。今年度から「個別記録」も作成する予定である。職員によって記録内容や書き方に差異が生じないための取組はまだ行われていない。情報共有を目的とした会議は、毎朝のミーティングと月1回の職員会議があり、記録は職員会議のみ行っている。 情報の共有化は、子どもに対する保育・支援が早急に行われるために欠かせないものである。適切な記録と必要な情報が的確に届くよう、更なる仕組みの整備が望まれる。</p>		

45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
<p><コメント45> 子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。 記録管理の責任者は園長が務めている。記録管理については、本社(保育事業部)マニュアル、個人情報保護規程等に明示されており、記録の保存と廃棄の確認もできている。保護者には入園時に説明し、同意書を得ている。職員は子どもに関する記録の管理について「スタッフ研修マニュアル」において研修し、日々保育にあたっている。 今後は、より充実した記録の管理体制を構築しつつ、職員に対し継続的に研修を行うことが求められる。</p>		

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成		第三者評価結果
-------------------	--	---------

A1	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	b
----	---	---

<コメント1>
 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成しているが、十分ではない。
 「全体的な計画」は、本社(保育事業部)による保育理念や保育方針・保育目標と保育所保育指針の趣旨を踏まえて、園長が作成している。職員は、「全体的な計画」に基づいて、指導計画を作成して保育を行っている。
 「全体的な計画」は、職員に周知されているが、職員の参画による振り返りや内容の検討には至っていない。3歳未満児保育の特性や自園の保育の特徴・家庭の状況・地域性・保育実践などから、職員の参画による全体的な計画の作成と定期的な振り返り(評価)を行い、次の作成につなげていくことが求められる。

A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		第三者評価結果
--------------------------------	--	---------

A2	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	b
----	--	---

<コメント2>
 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。
 新築の一般住宅を小規模保育園舎として改修しており、子どもが快適に過ごせるように園舎内外の点検や湿度・温度等のチェックを行っている。室内の清掃や玩具等の消毒を行い、衛生管理に努めている。寝具は、定期レンタルを利用している。食事と睡眠のスペースを分けて、子どものペースに応じた食事介助や午睡準備を行っている。
 手洗い場とトイレは、沐浴槽や洗濯機置き場・職員トイレと共用の部屋にある。保育者がドアの開閉を行い、安全に使用できるように見守っているが、消毒液等も置かれている。隙間に入る・収納物の落下などのリスクが予測されるので、仕切りを設ける・収納の仕方を工夫して整理するなど、より安全を確保する対策が求められる。

A3	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
----	---	---

<コメント3>
 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。
 入園時の面接で「入園面接確認シート」を用いて、発達の状況や家庭での様子・食の状況・午睡の際の癖・予防接種等の状況を把握し、職員間で共有し保育を開始している。言葉で十分に気持ちや思いを伝えきれない3歳未満児の子どもなので、表情や仕草・片言の言葉から、気持ちや欲求を汲み取って援助をしている。また、分かりやすい言葉での対応を心がけている。危険が伴う時は、声が大きくなったりはっきりとした言葉で制止することもあるが、子どもの気持ちや欲求・ペースを受け止め、発達の状況に応じた援助や保育を行っている。

A4	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	a
----	---	---

<コメント4>
 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。
 一人ひとりの発達や離乳食・食事・排泄・睡眠・着脱・清潔等の状況を把握し、言葉を添えながら介助したり、声をかけて見守っている。上手くできないところはさりげなく援助して、「自分で」という気持ちを大事にして、「できた」という気持ちや満足感が持てるように関わっている。子どもの健康状態や体力に合わせた無理のない生活リズムで、遊びや活動を楽しんだり、休息がとれるように配慮している。3歳未満児にとって、基本的な生活習慣を身につけることの大切さを理解するのは難しいと思われる。基本的な生活習慣の習得に向けて、急ぐことなく分かりやすい言葉をかけながら、発達の状況に応じた援助を行っている。

A5	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	b
<p><コメント5> 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開しているが、十分ではない。 保育室の空間を広く使えるようにクローゼットに収納している遊具類も多いが、子どもの手の届く所に好きな遊具や玩具・絵本等のコーナーを設けて、自由に選んだり手にして遊べるようにしている。3歳未満児の施設なので、保育者が子どもの思いを受けとめて活動や季節の遊び・制作・戸外での活動に誘い、いろいろな遊びや活動の経験ができるように取り組んでいる。園の特徴であるモンテッソーリ教育の教材・遊具を使用したり、外部講師によるリトミックや体育教室を取り入れた保育を実践している。 職員は、園庭やホールがなく、近くに幼児が遊べる公園もないことから、存分に身体を動かして遊ぶことが足りていないのではとの思いがある。講師から助言を受けて体育教室での遊びをアレンジしたり、安全を確保して戸外活動の工夫をするなど無理のない範囲での検討が望まれる。</p>		
A6	A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント6> 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。 子どもの成長や月齢に応じて室内の環境を整えて、個々の生活リズムで過ごせるように配慮している。担当保育士の勤務を固定化し、子どもの表情や反応を受け止め、継続した関わりの中で愛着関係を育てている。保育士と一緒に手作り玩具で遊んだり、月齢に応じた動き(運動)が十分にできるようにしている。1歳を過ぎ歩行が安定してきた時には、1.2歳児と一緒に遊んだり過ごす機会も設けている。離乳食の進み方に応じて個別に献立表を配布している。家庭とは保育(ICT)の連絡帳を通して、機嫌の良さ悪しや遊びの様子、授乳や離乳食の量・睡眠等の状況を伝えている。また、送迎時に保護者や家庭とその日の様子を伝え合い、子どもの状況や成長の喜びを共有している。</p>		
A7	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
<p><コメント7> 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。 1.2歳児は、合同の保育室で過ごしているが、指導計画は、クラス別に作成している。月週日の指導計画は、合同での活動・クラス別の遊びなどの打合せを行い、立案している。生活や遊びの中で、甘えや自分でやりたい気持ちを受けとめて見守ったり、さりげない援助を心がけている。イヤイヤ期や自我の芽生えには、「〇〇したかっただね。」と受け止め、否定しないように関わっている。家庭とは保育(ICT)の連絡帳を通して、生活や遊びの様子を知らせたり、送迎時の伝え合いを通して成長や喜びを共有している。 職員は、ホールや園庭のない環境から、十分な探索活動や存分に身体を動かす遊びが足りていないのではないかと、また、様々な年齢の子どもや大人と関わる機会が少ないと感じている。園の環境や立地の状況・子どもの年齢などから経験させてあげられないこともあると思われる。現在の環境のもとで、楽しく体を動かしたり、戸外活動の際に地域の方々や保育者と一緒に挨拶を交わすなどの関わりの継続に期待したい。</p>		
A8	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開がされるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	非該当
<p><コメント8> 3歳未満児の施設のため非該当</p>		
A9	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
<p><コメント9> 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。 職員は、保育室が2部屋など施設設備の面から、障がいのある子どもの受け入れは難しいと認識している。現在、障がいのある子どもは、在籍していない。以前、発達等が気になる子どもがいた際は、市の心理療法士と連絡を取り、子どもの様子を見てもらいながら、助言を受けて保育を進めたという経緯がある。キャリアアップ研修や本社(保育事業部)が配信する研修等で「障がい児保育」について受講して、職員間で内容を共有している。 障害の理解や障がいのある子どもの対応を学ぶことは、一人ひとりの発達を捉えて保育を進めることにも通じると思われる。今後も機会を捉えて研修等に参加し、配慮を必要とする子どもの保育や障がいのある子どもの保育への理解を深めたり、保育スキルを高めることに期待する。</p>		

A10	A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
<p><コメント10> それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。 3歳未満児の施設なので、生活の連続性を考慮した日課で、ゆったりと過ごせるようにしている。午後の保育は、0歳児の月齢や発達状況を考慮して、合同にする時間を調整している。朝の7時台に登園する子どもはいるが、延長保育利用児はいない。朝夕のミーティングで、子どもの状況についての伝達や引継ぎを行っている。送迎時には、保護者と担当保育士が顔を合わせることができる勤務体制を組み、保護者との連携が取れるようにしている。 ミーティングの内容や伝達事項は、全職員が共有したり、確認できるように記録することが必要と思われる。また、保育所保育指針にあるように、在園時間を考慮した朝夕の保育内容や配慮等について指導計画に盛り込むことが求められる。</p>		
A11	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	非該当
<p><コメント11> 3歳未満児の施設のため非該当</p>		
A-1-(3) 健康管理		第三者評価結果
A12	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	b
<p><コメント12> 子どもの健康管理を適切に行っているが、十分ではない。 「健康管理・衛生管理マニュアル」が整備されている。「保健計画(年間)」は、園長が作成している。それらに基づいて、子どもの体調を把握している。けがや体調に変化が認められた場合は、保護者に対応を依頼し、事後確認を行っている。職員にはSNSで連絡したり、ミーティングで状況を報告している。乳幼児突然死症候群(SIDS)については、全職員に周知し、保育(ICT)の午睡チェック表を活用して防止に努めている。保護者には午睡センサーの使用に当たり、パンフレットを配布して説明を行っている。 子どもの健康に関する情報を共有するために、病気や予防接種はその都度報告を受け、「健康確認シート」に加筆し、年度末に家庭に返して既往症や予防接種のダブルチェックをするなどの仕組みづくりが必要と思われる。また、保護者に入園時の説明に加えて、子どもの健康に関わる方針や取組を伝える方法の検討が望まれる。</p>		
A13	A-1-(3)-② 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。	a
<p><コメント13> 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。 健康診断(年2回)、歯科検診(年1回)を実施している。内科の受診結果は保護者に連絡帳で、歯科は嘱託医記入の検査表を配布して伝えている。所見があった際は、医療機関受診の状況や経過の連絡を受け、職員間で周知を図っている。保育の中で絵本等の読み聞かせを行い、年齢に応じた言葉がけをして、体や健康・虫歯予防等についての意識づけにつながるよう取り組んでいる。</p>		
A14	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。	b
<p><コメント14> アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っているが、十分ではない。 「入園時面接確認シート」で、アレルギー疾患や慢性疾患の有無について聞き取っている。離乳食は家庭と連絡を取り合い、進み方や段階に応じて食材チェックを行い、アレルギー予防に努めている。現在、食物アレルギーや慢性疾患の子どもは、在籍していない。「食物アレルギーマニュアル」が整備されている。医師からの指示書を受けて対応するとともに、色の違う食器やトレイ等の準備があり、職員が目視や声に出しての確認を行うなど誤飲・誤食防止に対応できるように周知が図られている。「食物アレルギー対応」の研修を受講し、伝達講習を行い、職員間で共有・理解をしている。 今後も機会を捉えて、食物アレルギー対応の研修等に参加して最新の情報を得たり、保護者に向けたアレルギー疾患や慢性疾患等の理解を図るための取組に期待したい。</p>		

A-1-(4) 食事		第三者評価結果
A15	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	b
<p><コメント15> 食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。 栄養士の配置はなく、「食育計画」は園長が作成している。0歳児は、1対1で授乳や離乳食への対応が行われている。1、2歳児は、少人数でテーブルに着き、一人ひとりに目を向けながら、落ち着いて食事がとれるようにしている。家庭と連絡を取り、食事量や好き嫌い等を把握している。子どもの食事量に応じて量を加減したり、食べ慣れない食材や苦手なものは、無理のない範囲で食べてみるように促している。一口でも食べられた時は褒めて、「食べた」という気持ちや満足感が持てるようにし、家庭にも伝えている。誕生日等の行事食は、ブログに載せている。 写真やブログで日常の食事の様子を知らせたり、離乳食や給食の展示などで「見える化」を図ることや子どもに好評な食事やおやつレシピの配布などの取組も検討されたい。</p>		
A16	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<p><コメント16> 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。 子どもの発育や年齢等に応じて、食材の大きさや固さに配慮して味付けをし、子どもがおいしく食べられるようにしている。体調の優れない子どもには、調理方法や食材を変更するなどの対応をしている。献立は系列園の栄養士が作成し、献立表とレシピが送付され、行事食を取り入れた献立となっている。地域差などにより指定された食材を調達できない場合は、地元の物に変更して調理している。また、初めてのメニューは、事前に調理や試食をして提供している。調理員は、食事の様子を観察して、声をかけ、喫食状況を把握している。「衛生管理・作業マニュアル」に基づき、従事者の衛生管理チェックや調理設備の点検や消毒、食品の管理などの衛生管理を適切に行っている。食数が20人未満のため今年度から保健所の立入検査は「なし」とのことなので、引き続き適切な衛生管理が望まれる。</p>		

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭との緊密な連携		第三者評価結果
A17	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	b
<p><コメント17> 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っているが、十分ではない。 入園面接の際に「重要事項説明書」を配布して、保育理念、保育目標、保育内容、保育時間、持ち物等について説明している。園日より、その月のクラスの保育のねらいについて掲載している。日々の子どもの様子は連絡帳や送迎時に口頭で伝えるなどして連携を図っている。2歳児の個別懇談と、親子で参加の行事として保育参観(年1回)を行っている。 保護者の負担軽減という本社の方針がある。保護者の負担にならない時間帯等を考慮して、園での子どもや友達の様子を見たり、親子でふれあひながら保育を体験することができる保育参加などの行事を可能な範囲で検討されたい。</p>		
A18	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	b
<p><コメント18> 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。 朝夕の送迎時には担当保育士が、保護者に応対できる勤務体制を組み、子どもの話題等も含めてコミュニケーションを取り、信頼関係を築くように努めている。保護者の困りごとなどには、連絡帳で助言や励ましを行っている。希望があれば面談をしたり、電話での対応は可能で園長・担当保育士が対応している。 現在、保護者からの相談は少ない状況にあるが、相談内容等を適切に記録することはアセスメントにもつながると考えられる。保護者の相談内容や意向、園での子どもの様子や援助・関わり方のアドバイスなど記載内容の標準化や記録様式の検討が必要と思われる。加えて相談内容を職員間で共有し、相談を受けた保育士等が適切な助言を受けられる体制作りも望まれる。</p>		
A19	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
<p><コメント19> 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。 登園時の視診や子どもとの関わりの中で子どもの心身の状態を観察するとともに、保護者や家庭状況の把握に努めている。子どもや保護者に気になる状況が見られた時は、職員間で共有し、プライバシーに配慮して状況確認や見守りを行うなどの対応が取れるようにしている。 「児童虐待」のマニュアルは整備されているが、マニュアルに基づく職員研修は行っていない。虐待の早期発見に向けて保育所の役割は大きくなってきている。全職員でマニュアルの再確認をする研修の実施とともに、外部研修等に参加して虐待や権利侵害の理解を深め、継続的に意識づけを図っていくことが望まれる。</p>		

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		第三者評価結果
A20	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b
<p><コメント20></p> <p>保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めているが、十分ではない。</p> <p>保育士は、指導計画や子どもの状況・実施記録などから保育の振り返りを行っている。園内研修で、年度の保育全体を振り返り、よかった点・うまくいかなかった点などについて話し合っている。職員は、「保育士の業務」マニュアルに基づいて、保育士等の定期的な自己評価に取り組んでおり、年度末と前期・後期の目標の振り返りには、園長がコメントを返している。職員間では、日常の保育の中で気づいたことを伝えたり、助言し合う関係が築かれている。</p> <p>しかし、指導計画等の振り返りや記述の内容、会議等の記録に課題が散見される。「子どもの育ちを捉える視点」・「自らの保育を捉える視点」などから、保育の過程全体を振り返り、評価を行うことが求められる。また、会議等の検討事項や内容を具体的に適切に記録して職員間で共有することは、保育の改善・専門性の向上につながると考えられる。</p>		